

保 護 者 各 位

日本大学山形高等学校長  
島 津 宏 道

### 受診証明書について(お願い)

このたびお子さまが体調不良で学校を休まれましたが、今回の疾病が学校において予防すべき感染症等に該当した場合、学校保健安全法第19条の規定等に基づき、出席停止の措置をとることになります。

そこで以下のように手続きをとってくださるようお願いいたします。

- ① このたび診察していただいた医師へ主治医あての文書を渡し、下半分の『受診証明書』を記載していただく。
- ② 病気が治癒し再登校する際に、その『受診証明書』を持参し、担任へ提出する。

なお、主治医あての文書は、証明書発行の無料化を要請するものではありませんのでご注意ください。

この証明書に関しまして不明な点等がございましたら、学校の養護教諭までご連絡ください。

#### 【 参考 】 学校保健安全法第19条

『校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑があり、又はかかるおそれのある児童生徒等がある時は、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる』